

道路の管理

県内にある13の建設事務所の職員が黄色いパトロールカーで巡回して、道路の安全管理や不法占用などの取締りをしています。

また、道路情報板の表示によって交通事故防止の啓発や、自動車等利用者の案内等を行っています。

県が保有する道路管理用の機械

機械名	台数
パトロールカー	41
路面清掃車	13
排水管清掃車	1
側溝清掃車	3
作業車	27
橋梁点検車等	5
草刈専用車	20

(注) 令和6年4月現在

道路の維持

建設事務所では道路を建設整備する他に、常に道路を良好な状況にしておくための維持管理を行っています。



〔路面清掃状況〕



〔側溝清掃状況〕

舗装補修

県管理道路の約98%が舗装されていますが、約5,000kmにも及ぶ舗装の維持管理は重要な課題の一つです。

交通量の増加、車両の大型化、冬期の凍上などにより舗装の損傷が進んでおり、限られた財源で舗装の維持修繕を効率的に進めることが重要となっています。

このため、毎年路面性状調査により路面状態の把握と分析を行い、計画的で適切な舗装修繕に役立てています。

◆県管理道路の診断区分別延長 令和7年4月現在

	I (健全)	II (表層機能 保持段階)	III (修繕段階)	合計
道路延長	306km	2,072km	2,132km	4,510km
全体に占める割合	7%	46%	47%	100%

健全性評価基準

診断区分	ひび割れ率 (%)	わだち掘れ量 (mm)	IRI※ (mm/m)
I 健全	20未満	20未満	3未満
II 表層機能 保持段階	20以上40未満	20以上40未満	3以上8未満
III 修繕段階	40以上	40以上	8以上

※ IRI は、舗装路面と運転者の乗り心地を関連付けた「国際ラフネス指数」で、路面の縦断凹凸の評価に使用され、数値が小さいほど平坦で乗り心地は良くなります。



路面性状測定車